

議会改革特別委員会 確認事項 (案)
【情報の公開と共有】

- (1) 委員会・会派視察の報告会の実施
報告会の実施については、「市民参加のあり方」のなかでさらに議論を進めることとします。
議会内での情報共有を図るため、事前に視察申出書の写しを、また、視察実施後に報告書の写しを各会派に配付します。
なお、申出書については概ね視察の10日前までに、また報告書については視察後10日以内に議長へ提出することとします。
- (2) 議会ホームページの充実
議会ホームページへの追加掲載項目 (※掲載に必要な容量を確保する。)
 - ・委員会視察の報告書
 - ・委員会、協議会、予算・決算特別委員会の会議録
- (3) 議会だよりの充実
議会だよりへ各会派の意見を反映するため、交渉会派以外の会派についてもオブザーバーとして「いせ市議会だより発行委員会」に参加できるよう、検討していくこととします。(各派代表者会議で協議)
- (4) 本会議・委員会の傍聴
現状どおり、実施していくことを確認しました。
- (5) 委員会・協議会の会議録の公開
実施していくことを確認しました。
- (6) 議案等についての議員の賛否の公表【実施済み】
- (7) 議長の公務日程の公表
実施していくことを確認しました。
- (8) 議長交際費の公表
実施していくことを確認しました。

※下線は、前回からの追加部分